大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　安東玉彦
印刷所　高木印刷KK

大分市の人口
（35.11末現在）

総人口	120,543人
男	58,703人
女	61,840人
世帯数	27,193
戸数	22,619

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

一月二十日から二月三日まで

昨年十二月一日現在で調整された農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧いたしますので該当者は必ずご覧になつて下さい。もし該当者で洩れている方は異議申立期間中に文書で申立をして下さい。

一、縦覧期間　一月二十日から二月三日まで　毎日午前八時三十分から午後五時まで

二、縦覧場所
（イ）市役所四階選挙管理委員会事務局（但し土曜日の午後及び日曜日は宿直室）
（ロ）市役所出張所

三、異議申立期間　一月二十日から二月三日まで（異議申立用紙は選管事務局並びに各出張所に準備してあります）

四、該当者　昭和三十五年十二月一日現在大分市に住所を有する次の者で、昭和十六年三月六日までに生まれた者
（イ）一反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者
（ロ）右の世帯と同居している親族またはその配偶者
（但し年間概ね六十日以上耕作に従事していない旨農業委員会が認めたものを除く）
又㋑㋺の該当者でも禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者等は除かれる

中小企業者へ事業資金を融資

中小企業者へ資金を融資するため市では次の通り事業資金の融資を行ないます。

①小口融資
1、金額　一〇万円以下
2、返済期間　六カ月以内
3、資格　大分市で満一カ年以上営業しているもの。
4、保証人　二名以上必要

②大口融資
1、金額　二〇万円－一〇〇万円
2、返済期間　一年－三年
3、資格　大分市で満二カ年以上営業しているもの。
4、保証人　二名以上必要
5、担保　土地又は建物を必要

以上いずれも市税を完納したもの。

審査委員会　一月二五日頃の予定
申込期日　一月二〇日まで商工観光課へ（用紙は同課にあります）

なお、機械器具の購入及び店舗の増改築に対しては、日歩五厘の利子補給金を出しますので、申込みの際その旨お申し出下さい。

引揚者へ事業資金を貸付

引揚者で事業資金を必要とする方へ、引揚国債の残額の九割を貸付けますので、希望者は一月十六日から二十日までの間に市社会課へお申込み下さい。

私の作品

大分市観光写真入選作品

左手に剣を持ちこう然として、中天を仰ぐ像は、いわずと知れた大友宗麟です。

かつて戦国の昔、すぐれた智力と武力で九州を平定し、大分の地に泰西文化の花を咲かせた一世の英傑大友宗麟も、やがて大工業都市として体質改善をはかる大分市の躍進をみて、いかなる感慨にふけつているでしょうか。

牧市営住宅十号
藤原しげる氏撮影
撮影データー
カメラ　プリモ・レフ
F5・6　50分の1秒
ネオパンSS使用

写真＝春日浦の大友宗麟像

大分市の古い写真を募集

今から丁度五〇年前、すなわち明治四四年四月一日に大分市は誕生いたしました。それから今日まで大分市は五〇年の才月をついやして現在の姿にまで育つてまいりました。大分市では、今回市制五〇周年を記念し、いろいろな記念行事を行ないますが、その一環として「大分市政五〇年の歩み（仮称）」と題するパンフレットを発行する予定です。

そこで、これに掲載する古い資料（写真）を目下集めていますので、もし皆さんの中でこの古い写真をお持ちの方がありましたら、市企画調査室統計係に一月三十一日までにご連絡下さるかおもち下さるようお願いいたします。なお、パンフレットに掲載する分については薄謝を差し上げることにしています。

皆様のご協力をお願いします。

ノリの人工採苗場完成

一千万枚の増産も可能

このほど大分川口の弁天海岸にノリの人工採苗場ができあがり、関係者多数が出席して竣工式を行ないました。この人工採苗場は木造瓦ぶき平家建六十坪（総工費百五十万円）のスマートな建物で、設備として水槽三基、培養棚二十台（トロ箱八百個分）を備えています。

現在大分市には約二百五十戸のノリ養殖業者がおり、年間の水揚げはノリ二千万枚、金額にして約一億五千万円といわれています。ところが、この採苗場の完成により、いままで自然にまかせていたノリの種付けも、人工的にできるようになり、ここで培養されたノリの種苗を生産業者に配布し、今後は更に約一千万枚のノリが増産できると予想されています。また、臨海工業地帯の造成により、ノリの漁場にも相当の影響があらわれると思われるが、この施設の活用によつて新たに漁場が開拓されるものと期待され、更にまた白木、田の浦方面の重塩分漁場におけるワカメ類の養殖開発にもこの人工採苗場が貢献するものと思われます。

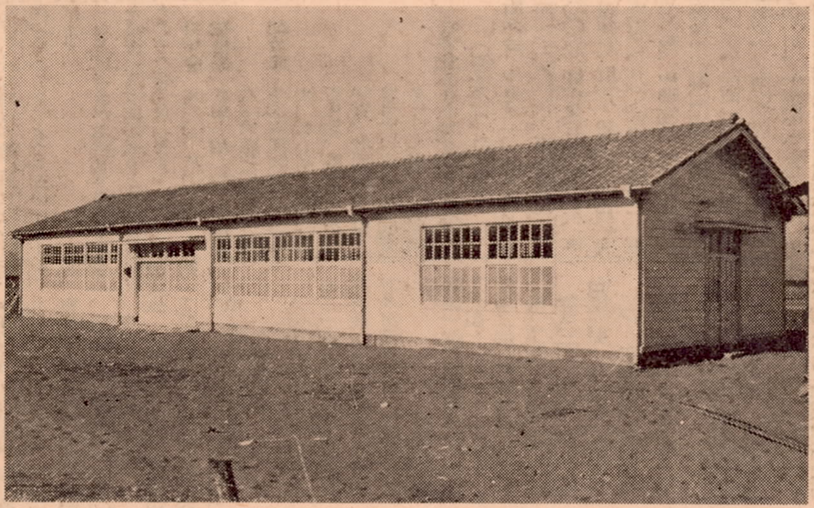

写真＝ノリの人口採苗場

二月社会教育映画試写会

日時　一月三十一日　午後一時
場所　大分市中央公民館
画題　1、ここに道あり
2、三人兄弟とその母

水道がこおるのを「防ごう」

近ごろのように寒さがきびしくなり、朝夕の気温が零度を下るようになると水道がこおりつき、朝食の準備にあわてることがよくあります。また、ところによつては水道管がはれつすることがありますので、次のことに注意して、水道管がはれつしないように準備しましょう。

もし、水道管がはれつした場合やその他の故障がおこつた時は、いつでもご遠慮なく水道課（電六一一一番）へご連絡下さい。

▲むき出しになつている水道管には、ぼろ布、わら縄、むしろ等をまきつけ、その上を針金などでしめつけ、冷い空気が直接あたらないようにして下さい。また少しずつ水をたらしておけば水道管がこおるのを防げます。

▲水道管にまきつけた、ぼろ布、わら縄、むしろなどはしめらないように気をつけて下さい。

▲もし水道管がこおつて水の出ない時は、水道管に直接熱い湯をかけないで、タオルか古布をまいてその上にぬるま湯をかけ、水の出口の方から温めて氷をとかすようにして下さい。

納税だより

一、市税の納付について

市県民税第四期分納期限は一月三十一日までです。令書はおそくとも二十日までには、お届けします。令書を受取られたらお忘れなく是非早目に納めましょう。

納期限をすぎると督促状が届けられ不愉快な気持ちをなさつたり督促手数料のほか延滞金を払つたりしなければなりません。そんな事のないようぜひ納期限内にお納め願います。

二、固定資産税第三期分国民健康保険税第五期分の滞納

以上の納期限はどちらも十二月三十一日まででしたが何かのご都合でまだ納めてない方は今月二十一日付で督促状が届けられます。滞納になると督促手数料（一件当り二十円）や延滞金がつき大変損をすることになりますので、まだ納めてない方は今すぐお納め下さい。

新道路交通法早わかり

No. 5

交差点での右折は内小回り

自動車やトロリーバスの交差点での右折方法は、いままでは右外小回りが原則となつていましたが今度は右内小回りを原則とすることになります。また第二種原動機付自転車も、自動車と同じように右内小回りが原則となります。

横断中の歩行者の保護

①交差点で交通整理が行なわれている場合、左折または右折する車両や路面電車は、信号に従つて道路を横断している歩行者の通行を妨げてはならないことは、いまと同じです。

②交差点で交通整理が行なわれていない場合、車両や路面電車は、いままでは、歩行者の安全を確認してから徐行することになつていましたが、今度は歩行者の通行を妨げてはならないことになり、場合によつては一時停止することも必要ということになります。

③交差点以外の場所でも、歩行者が横断歩道を通行している場合は車両や路面電車は一時停止するか徐行して歩行者の通行を妨げないようにしなければならないことになりますが、いままでの横断歩道における徐行義務のみにくらべると歩行者の保護が強化されるわけです。

緊急自動車の優先

交差点またはその付近で緊急自動車が接近してきた場合の路面電車や車両の避譲義務はいままでと同じですが、これ以外の場所でも緊急自動車が接近してきたときは車両は道路の左側に寄つて進路を譲らなければならないことになりました。

駐車禁止場所がふえました

駐車禁止の場所としては、いままでのほか新しく次の場所が加えられます。

①路外に設けられた乗降場、荷扱所、車庫などに通ずる出入口から三メートル以内の場所

②道路工事が行なわれている場所から五メートル以内の場所

なお、公安委員会が駐車を禁止した場所では、特に警察署長の許可を得て駐車することができる場合があります。

国保相談室

(1)保険税の月割計算方法を改める

国民健康保険の被保険者の資格がなくなつたときや、新たに資格ができたときの保険税の月割計算の方法を一月一日から次のように改めることになりました。

1資格ができたとき

改正前は資格のできた日の翌月から月割で計算していましたが改正後は資格のできた日の月から月割で計算することになります。しかし出生や転入で被保険者の家族の方がふえた場合は、年度内の保険税の増額はしないことになつています。

2資格がなくなつたとき

改正前は資格のなくなつた日の属する月まで、月割で計算していましたが、改正後は資格のなくなつた日の前月まで月割で計算します。

(2)資格の届出は十日以内に

国民健康保険は今までしばしばお知らせしましたように、大分市に住所のある方で、他の健康保険の被保険者又はその被扶養者となつていない方全部が被保険者の資格を持つていることになります。そしてこの国民健康保険の被保険者が他の健康保険に加入したときや他の市町村に転出したときはその日の翌日から国民健康保険の資格がなくなり、又他の健康保険の資格がなくなつたときや他の市町村から転入してきたときはその日から国民健康保険の資格ができることになつていますが、いずれの場合も十日以内に届出なければなりません。もし未届けの方がありましたら至急市役所国民健康保険課又は市役所出張所に届出て下さい。

(3)所得税の申告のときは保険税をお忘れなく

国民健康保険の被保険者の方で所得税の確定申告をされる方は、昨年中に納めた保険税総額が所得からさしひかれ所得税が安くなりますので、申告するときはお忘れなく三十五年中に納付した保険税を計上して下さい。なお申告の場合の保険税については徴税課で納税証明書を発行していますので、ご利用下さい。

国民健康保険のことについて、ご不審な点がありましたら、ご遠慮なく保険課までご連絡下さい。

国民年金の届出を早く

保険料のかけ捨てなどなくなります

市では去る十月一日から国民年金の強制加入該当者及び任意加入該当者の資格取得届の受付を行なつておりますが、まだこの届出をしていない該当者は早急に社会課で手続きをして下さい。

これは国民年金法の定めにより本年四月一日現在二十才以上五十才未満の者で共済組合、恩給、厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者や年金受給者ならびに配偶者、学生、生徒以外の方は必ずこの届出をしなければなりません

五十才以上五十五才未満の者でも任意加入ができる

また五十才以上五十五才未満の方は、この制度に加入された場合極めて有利なしくみになつていますので、この年令に該当する方はこの機会を逃がすことのないようご注意下さい。なお、この場合の任意加入の申出の受付は三月三十一日かぎりとなつています。

被用者年金加入者の配偶者も任意加入できます

被用者年金加入者の配偶者も任意加入できることになつていますが、四月一日拠出制発足と同時に加入された方が将来のため有利ですから早急に手続きをして下さい

保険料の免除の方法もあります

保険料（三十五才になるまで月一〇〇円、三十五才以上月一五〇円）の納付が困難な方については免除の方法もありますので社会課でご相談下さい。

〔国民年金制度の改正点〕

この制度の次の三点について政府は法の改正を手続き中ですから加入者には一層有利になります。

保険料のかけ捨てはありません

保険料を三年以上納めた被保険者が年金を受給しないうちに死亡したときは、すでに納めた保険料相当額の「死亡一時金」が遺族に支給されます。

希望により老令年金が六十才から受給できます

本来の老令年金受給資格期間を満たした人で、六十五才の老令年金支給開始時期まで待てないという人には、六十才から「くりあげ減額老令年金」が支給されます。

障害年金、母子年金又は遺児年金の受給期間が短縮されます

障害、母子、遺児各年金の受給要件は納付済期間が三年となつていますが、それを一年に短縮するよう研究中です。

給与支払報告をお忘れなく

地方税法により、毎年一月一日現在、給与（俸給、給料、賃金、恩給、その他の手当）を支払つているもので、所得税を源泉徴収する義務があるものは、総理府令の定めるところにより、給与額、所得税、その他の必要事項を市長に報告しなければならないことになつています。

このため、市課税課では一月一日付で市内の事業所や個人の方に昭和三十五年中の給与の支払報告書用紙をお送りしましたが、まだ用紙を受け取つていない事業所又は個人の方は至急課税課までご連絡下さい。

この報告書が提出されない場合や、記載事項に誤りがある場合には、給与支払者や個々の納税義務者に、いろいろご迷惑をおかけすることになりますので、期限まで必ず報告書を提出して下さい。提出期限は一月三十一日までです。

記載にあたつて不明な点があれば課税課税政係（電六一一一番）までご連絡下さい。

償却資産の申告は

1月31日まで

市の課税課では、昭和三十六年度課税の準備として、市内の個人や法人の各事業所へ、その事業所が一月一日現在で所有している事業用償却資産（土地家屋を除く）の明細を地方税法の規定により、申告していただくようお願いしています。申告用紙は十日頃までに該当者のお手もとへとどくよう発送しましたので、必要事項を記入して、一月末日まで、課税課へ提出して下さい。申告していただく事業用資産は、機械及び装置、工具、器具、その他の備品いつさいとなつています。記入にあたつて分らないことがあれば、ご遠慮なく課税課の係までお問い合せ下さい。

（課税課資産係）

換金率の高い九重桐

市で苗木をあつせん

「あまり手がかからず早く換金出来るもの」「植えつけをしなくても切口から萌芽して成木になるもの」これが九重桐です。栽培法はやさしく、下肥、たい肥等の自給肥料により容易に栽培できます。その上、虫害にも強く、材質も日本桐に劣りません。従つて、九重桐は用途が広く、利用価値の高いものです。

わが国では現在、桐材が不足しその大半を輸入に頼つている関係で、桐材は異常な高値を呼び、全国的に桐の栽培意欲が高まつています。ところでこの九重桐は農家の副業には最適のものといわれており、山林の伐採跡地や笹ヤブ、原野等の未利用地、或は屋敷、畜舎、耕地の隅等に、盛んに栽培されています。

大分市でも一昨年十一月から滝尾の下郡などで植栽が始められ、現在までに約七千本の九重桐が植え付けられました。植え付け後の成績も、なかなかよく、県内各地から栽培方法などについての問い合せが農務課の係へ毎日よせられています。そこで農務課では、九重桐苗木入用の方へ、農林省赤沼試験地直系の優良苗木を一本当たり次の価格でお世話しますので、希望者は二月末日まで係へお申し込み下さい。係では、栽培方法を書いたパンフレットを希望者へ配布するとともに、直接栽培指導にもあたることにしています。

なお、伐採した九重桐は、台湾九重桐生産加工組合で買上げることになつていますので販路も確実です。

樹高九〇センチまで四〇円、一メートルから一、四九メートルまで五〇円、一、五メートルから一、七九メートルまで六〇円、一、八メートルから二、四九メートルまで八〇円、二、五メートル以上は一〇〇円。

写真＝株苗植付け四ケ月後の九重桐（下郡で）

母子福祉資金の貸付

市社会課では一月二十日から二十日まで母子福祉資金貸付の申込を受付けますので、希望者は早めに市社会課福祉係に申し込んで下さい。母子福祉資金の種類は次のとおりです。

①事業開始資金＝事業を開始するために必要な資金で、貸付額は十万円以内、償還は一年据置後四年以内。

②事業継続資金＝事業を継続するのに必要な資金で、貸付額は一回三万円以内、償還は六ケ月据置後二年以内。

③支度資金＝配偶者のいない女子が扶養している子供、もしくは父母のいない子供の就職に際して必要な支度資金で、貸付額は一万五千円以内、償還は一年据置後五年以内。

以上利子はいずれも据置期間後年三分となつています。

ご協力を深く感謝

歳末たすけあい運動の義援金総額四三〇、八〇九円

昨年の暮れに実施しました当市の「歳末たすけあい運動」につきましては、皆さまの心からなるご同情により、お蔭をもちまして、所期以上の好成績をあげ不幸な恵まれない方々に温い愛の手をさしのべることができましたことを衷心より厚くお礼申し上げます。

この機会にご寄付をいただきました市民の方々並びに各団体の有志の方々に対し、紙上をもちまして厚くお礼申し上げますと共に、この上とも社会福祉事業に絶大なご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

なお皆さまがお寄せ下さいました義援金品は次の通りとなりましたのでご報告致します。

義援金　四三〇、八〇九円

義援品　衣類一箱一包、学用品六一六点その他二九点

配分先　生活困窮家庭、留守家族、清心園、わかば園、青松園、博愛寮、市母子寮、遺族会母子寮、清明寮、厚生館母子寮、二豊学園、あけぼの寮

義援金品をお寄せ下さつた方々（順序不同、敬称略）

町内会　中島東一、五〇〇円、北新町一、〇〇〇円、新中島西一、四〇〇円、新川東五、〇〇〇円、高城東八二五円、駅前五〇〇円、金池町二、八〇〇円、舞鶴町一、五〇〇円、中島北二、〇〇〇円、長浜西一、五〇〇円、長浜東一、〇〇〇円、元町一、一七〇円、新中島南一、五〇〇円、新川西三、〇〇〇円、天神町二、八六〇円、中島西三、〇〇〇円、船頭町二、五〇〇円、浜町北一、〇〇〇円、中島中央四、〇〇〇円、金池南九、八四〇円、六坊東一、〇〇〇円、六坊南二、三〇〇円、稲荷町二、三七〇円、長浜南四、〇九〇円、浜町東一、五〇〇円、東新町東三、〇〇〇円、大津町八一〇円、上野東一、一八〇円、米屋町三、一三〇円、岩田町四丁目二五〇円、長池町二、九七五円、六坊北三、二〇〇円、新中島東一、四六一円、弁天三〇〇円、空港前市住一〇〇円、西新町五、八九二円、塩九升四、九〇〇円、田室町三、六五三円、東新町北一、四〇〇円、浜町南一、三〇〇円、顕徳寺一、五〇〇円、下白木一、〇〇〇円。

婦人会　上野北二、四九〇円、岩田町一丁目五〇〇円、上野南四、四〇〇円、東大分八、七〇五円、浜町北一、〇〇〇円、荷揚一九、一二〇円、南大分一九、二〇五円、岩田町三丁目、ひまわり四、〇〇〇円、春日三八、七四五円、八幡一〇、一五〇円、婦人団体連絡協議会二、二〇〇円、滝尾二二、〇〇〇円、桃園八、六四〇円、坊ケ小路五、八六五円、日岡一三、五二〇〇円、大道一一、〇〇五円、津留一一、三八〇円。

一般　中央通音藤紗千与二、〇〇〇円、天神町藤井KK大分支店文具二箱、匿名衣類三〇点、別府市岩永富次郎お茶大四袋、神の教へ子菓子三箱、永興廣田快夫衣類二四点、婦人民生委員三九、五四五円仲町畔津ミネ子三一一六円、トキハ衣類一五点、上野北岩本京子衣類一五点、大分県三曲協会一〇、〇〇〇円、付属小学校七、二七五円、大分県人事課一、五二〇円、王子中学校衣類一二五点、中島小学校子供会二、三八三円、大分県質屋組合連合会佐藤卆平五、〇〇〇円九州凸版KK谷口光夫一、六一二円、社会課後藤みつ一〇〇円、春日小学校赤十字団七、一六五円、衣類一七点、学用品二五七点、其の他二二点、匿名一〇〇円、生長の家津久見支部四、五二八円、舞鶴高校二年九組一同八二六円、上野丘高校定時制生徒会一、二〇四円、大分市ウイステリアコール一同一、五〇一円、南大分中学校生徒会二、〇五六円、日岡小学校子供会衣類一箱、其の他一九点、市商工観光課一同三三〇円、匿名一〇〇円、市農務課一同一、二〇〇円、新川大津ソメ六七五円、大分ライオンズクラブ一、二五〇円、日本キリスト教団大分教会二、〇〇〇円、杵築市大分合同新聞社杵築支局衣類一包、竹田市下木子供会六六七円、大分市社会福祉協議会四〇、〇〇〇円、社会課一同一、四二五円。

「成人の日」記念感想文の入選者発表

大分市教育委員会では、かねて「成人の日」記念感想文を募集していましたが、次の方々がそれぞれ入選しました

（敬称略）

◎第一位　松原鐘彦（六坊南八組）

◎第二位　林寿美枝（中島九条三丁目）　松尾博之（上野八三）

◎第三位　藤丸靖夫（上野八三）　江藤暁美（生石町四組）　吉岡寛二（中島十二条二丁目）

◎佳作　谷口幸雄（大分電報局）　後藤毅一（中島六条三丁目）　良永茂範（六坊）

大分県身体障害者更生指導所

入所生を募集

大分県身体障害者更生指導所（大分市駄ノ原）は新年度の入所生を募集しています。募集人員は四十名、入所期間は四月一日から一ケ年間で、指導内容は医学的更生治療、機能回復訓練、職業訓練（テレビ、ラヂオ科、竹工科、印章科、時計科、洋裁科）、生活指導となつています。次の入所資格事項に該当する方で、入所希望者は二月二十日までに、入所願書、戸籍謄本、履歴書、健康診断書をそろえて、市社会課へ申し込んで下さい。

①満十八才以上の肢体不自由者で身体障害者手帳を有するもの。（ただし満十八才未満の者でも所長が特に適当と認めた場合は、入所できます。）

②一人で起居動作のできる者。

③義務教育修了者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者。

④伝染性疾患又は慢性疾患のない者。

なお、くわしいことは、市社会課身体障害者係までお問い合せ下さい

旧正月

金刀比羅宮初詣と讃岐観光会員募集

日程　二月十九日（日）＝二十三時別府港を「むらさき丸」で出発

二月　二十日＝七時三〇分高松港着、貸切バスで屋島—栗林公園—琴平を見学

二月二十一日＝金刀比羅宮と善通寺参拝、一三時一五分高松港発

二月二十二日＝一〇時五〇分別府港着

募集人員　二〇〇名

会費　三、五〇〇円

申込先　関西汽船大分代理店（電三一五六番）又は関西汽船大分サービス・ステーション（電六三八九番）

締切　二月十日

主催　関西汽船

後援　大分市観光協会

部落公民館めぐり

No. 4

花津留新町公民館

花津留新町といえば、ここ数年前までは何一つ家らしい家もない淋しいところでした。それが次々と市営住宅が建つて、いまでは二〇〇戸近くが文字どうりの団地をつくつています。

転勤の多い団地に公民館ができるのは難しいことといわれています

しかし、ここではそれらの条件を克服して立派な公民館ができあがりました。公民館建設の関係者たちは三日に一度は集まつたというから、その努力のほどがうかがわれます。特に建設費は一戸当たり月二〇〇円を向う三ケ年間で支払うことになつているそうです。自分たちの学習の場を自分たちの手でつくることにここの人々がどのような熱意をもつていたか、公民館建設のかくれた美しい話です。

＜活動状況＞

婦人の研修、PTA総会、子ども会、料理講習など活発に公民館が利用されています。特に、昨年の十月には、県立図書館の巡回文庫と共催で移動公民館を開き「明るい家庭づくり」「住みよい町づくり」の講演をきき話しあいの会を持ちました。団地の人たちの学習意欲は強く、特に読書に関心を持つていることもうかがわれました。

館長　杉村克己氏

所在地　津留東浜二〇九〇の二七二

世帯数　一八五世帯

人口　七三六名

開設　昭和三十五年九月二十日

規模　建坪二五坪　一〇〇人収容

年間予算　三、二〇〇円

写真＝花津留新町公民館